

赤穂側文書第1400-B-7号

米国の対外関係、日本 第一卷 一九三一年—一九四一年、第2卷

第277頁

一九四一年八月三日

國務長官より日本大使へ傳達せられたる口頭声言
(野村)

一九四一年八月三日、日本大使より米國大統領へ傳達せられたる文書

には日本政府の立場につき、日米同政府の平和的進路追求の希望

及び意図に同じく述べられ、^{あることか}想起され、^{その立場}その立場

は右文書より抜萃中の如く述べられ、即ち、

「……日本は太平洋の平和及び世界の平和を切望する、それ

故に日本は日本は
故に日本は太平洋の平和及び世界の平和を切望する、それ

「……従って日本政府は、太平洋地域に於ける永続的平和を企及する

規定する。諒解の基礎として、基本的政策及び態度に同じく

意見を交換せんとする米國政府の招請を歓迎する。米國此の

如く平和に對し日本政府の用意は出まるとる、即ち全太平洋解紛を

1328

D.D. 1400-B-7

官報號外

昭和十二年七月三十日ヨリ抜萃

六三、七二、七四頁ヨリ抜萃

○第七十一回
帝國議會

衆議院議事速記録第五號

昭和十二年七月二十九日（木曜日）

午後一時二十四分開議

「國務大臣吉野信次君登壇」

○國務大臣（吉野信次君）只今議題トナリマシタ法案ニ付キマシテ、先
ヅ人造石油製造事業法案及ビ帝國燃料興業株式會社法案カラ提案ノ理由
ヲ御説明申上ゲマス。液体燃料ハ産業上及ビ國防上必要缺クベカラザル
基礎的資源デアリマスガ、我國ハ遺憾ナガラ石油資源ニ乏シイノデアリ
マシテ、大部分ハ外國カラ原料又ハ製品トシテ輸入スルコトヲ餘儀ナク
セラレマシテ、此爲ニ毎年巨額ノ海外支拂ヲ致シテ居ル有様デアリマス。
而モ遂年著シイ需要増加ノ趨勢ニアリマスノデ、此外國依存ノ我が石油
事業ヲ打開シ、液体燃料ノ自給ヲ促進致シマシテ、産業ノ發展ト國防ノ
安固ヲ期スルト共ニ、國際貸借ノ改善ヲ圖リマスコトハ、現下内外ノ情

包括する平和的解決に對する此の如き協力的努力に對して、日本政府は

半同政府同様、犠牲を拂ふことを誇とするものにある云々

日本軍隊の佛印駐屯に關して次の如く述べてある。即ち、

「日本政府は、それによる他國を脅かさんとする何等の意思も

も持たない。

「それ故、日本政府は支那事變が解決されるか、或は中しませ平和

が東亞に確立されるかを佛印より撤兵する用意がある。

「更に、此の英に關する凡ゆる疑念を除く為めに、日本政府

は、その佛印に於ける現在の行動は隣接したる國々への軍事的

進出の準備的措置ではなからざる旨繰返し宣言したが、これを

茲に再確認する。

この声は特に泰國に適用される旨、次の如く明確に述べられている。

「日本政府は、前述の公約は又日本の泰國に對する懸念を

解かすに充分であらうと信ずる」と。

辯護圖書證第一五〇〇號K四

(二六四九)ミツチエル氏、同じ第八卷中ニアル次ノ事項ハ

ハワイニ於ケル共同空軍隊昇テアル

ヘアーゼントベリシガ(協定)

ソレハ例レノ證據書デアリマスカ。

デセル氏 考四十回読ノス。

ミツチエル氏 アナタハ「ハワイ」ニ於ケル空軍情勢ニ關ス

ル研究ト題スル一九四一年(昭和十六年)八月廿日付ノ報告ヲ見

タ事ガアリマシタカ。

キーフ氏 ソレハイツノ日聞デスカ。

ミツチエル氏一九四一年(昭和十六年)八月廿日付、ソレ

ハ「ハワイニ於ケル空軍情勢」研究ト題シ、ハワイ島、シヤウ

ター要誌、ハワイ部隊司令官ヲ通ジテ「ワシントン」駐空軍司令

官宛ニ送レタモノデ前ニ証書證考十三號ト記載サレタモノデ

アリマス。アナタハ其報告書ヲ讀テ見タ事ガアリマスカ。

~~特定の事~~

日本政府はソ連邦に對しても特に次の如く言及してゐる、即ち

日ソ關係に關して、日本政府は同様の如く言明する、即ち

日本はソ連邦が日ソ中立條約に忠實にして同條約の精神に及する

何等の行動もせざる限り、日本は何等の軍事行動もせざる

あり、……」。

總括的声の其次の如く述べられてゐる、即ち

「~~朝鮮~~日本は挑戦を承けたもの、其の條件は、

如何なる隣接の國家に對しても、~~却力~~行使の意圖を全然

~~有せざることを要する。~~

問題となる。一般的計畫に關して、次の如く述べられてゐる、即ち

「~~米~~福斯様な論議によつて、~~平和~~平和的手段を以て達成し得る

進歩的計畫の作成が当然考察されてあらう。日本政府は米國政府と共に

右の如き見解を充分持つて居る。」

特許圖書證第一五〇〇號K四

(二六四九)ミツチエル氏、同じ第八卷中ニアル次ノ事項ハ

ハワイニ於ケル共同空軍隊算デアアル

(マーランーベリンガ！勘定)

ソレハ何レノ證據書デアリマスカ。

デセル氏 第四十四號ヲス。

ミツチエル氏 アナタハ「ハワイ」ニ於ケル空軍隊算ニ關ス

ル研究ト題スル一九四一年(昭和十六年)八月廿日付ノ報告ヲ見

タ事ガアリマシタカ。

キーフ氏 ソレハイツノ口細デスカ。

ミツチエル氏(一九四一年)昭和十六年)八月廿日付、ソレ

ハ「ハワイ」ニ於ケル空軍隊算ノ研究ト題シ、ハワイ州、シヤフ

ター要録、ハワイ部隊司令官ヲ通ジテ「ワシントン」海軍空軍司令

官宛ニ送付サレタモノデ前ニ証據書第十三號ト記述サレタモノデ

アリマス。アナタハ其報告書ヲ審テ見タ事ガアリマスカ。